

平成 29 年 7 月 6 日
株式会社日本政策金融公庫

「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨に係る災害に関する特別相談窓口」の 設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、7 月 6 日付で、このたびの大雨により被害を受けた福岡及び大分県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨に係る災害に関する特別相談窓口」を福岡及び大分県内の全支店に設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）（参考の 1）。

また、農林漁業者等の皆さまに対しては、同日付で、福岡、佐賀、熊本及び大分県内の各支店農林水産事業に同窓口を設置し、ご相談を受け付けています（参考の 2）。

日本公庫は、このたびの大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

<中小企業・小規模事業者の皆さまのお問い合わせ先>

【福岡支店】	国民生活事業	TEL：092-411-9111
	中小企業事業	TEL：092-431-5296
【福岡西支店】	国民生活事業	TEL：092-712-4381
	中小企業事業	TEL：093-541-7550
【北九州支店】	国民生活事業	TEL：093-541-7550
	中小企業事業	TEL：093-531-9191
【八幡支店】	国民生活事業	TEL：093-641-7715
【久留米支店】	国民生活事業	TEL：0942-34-1212
【大分支店】	国民生活事業	TEL：097-535-0331
	中小企業事業	TEL：097-532-4106
【別府支店】	国民生活事業	TEL：0977-25-1151

<農林漁業者等の皆さまのお問い合わせ先>

【福岡支店】	農林水産事業	TEL：092-451-1780
【佐賀支店】	農林水産事業	TEL：0952-27-4120
【熊本支店】	農林水産事業	TEL：096-353-3104
【大分支店】	農林水産事業	TEL：097-532-8491

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融 資 限 度 額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの大雨により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融 資 限 度 額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認（※3）】年間経費等の3／12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

平成 29 年 7 月 28 日
株式会社日本政策金融公庫

「平成 29 年 7 月 22 日からの大雨に係る災害に関する特別相談窓口」 の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、この度の大雨により被害を受けた秋田県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「平成 29 年 7 月 22 日からの大雨に係る災害に関する相談窓口」を 7 月 27 日付で秋田県内の全支店に設置いたしました。同窓口を 7 月 28 日付で「平成 29 年 7 月 22 日からの大雨に係る災害に関する特別相談窓口」とし、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）（参考の 1）。

また、農林漁業者等の皆さまに対しては、7 月 26 日付で秋田支店農林水産事業に同災害にかかる相談窓口を設置しておりましたが、これについても「平成 29 年 7 月 22 日からの大雨に係る災害に関する特別相談窓口」として、ご相談を受け付けています（参考の 2）。

日本公庫は、この度の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

<事業者の皆さまのお問い合わせ先>

秋田支店	国民生活事業	TEL : 018-832-5641
	農林水産事業	TEL : 018-833-8247
	中小企業事業	TEL : 018-832-5511
大館支店	国民生活事業	TEL : 0186-42-3407

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの大雨により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認（※3）】年間経費等の3／12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

平成 29 年 8 月 8 日
株式会社日本政策金融公庫

平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた皆さまに対する金利の特別措置の取り扱いを開始

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者及び農業者の皆さまを対象に、8 月 8 日付けで下表のとおり金利の特別措置の取り扱いを開始しました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

対象	今回の措置内容
中小企業・小規模事業者	<p>「災害復旧貸付」の取り扱いを既に開始しておりますが、特に著しい被害を受けた福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対し、特別措置(「災害復旧貸付」の利率引下げ)を開始します。(詳細は裏面参考1)</p>
農業者	<p>「平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」により被害を受けた農業者の皆さまに対し、「農林漁業セーフティネット資金」等の災害関連資金について、金利負担軽減措置を開始します。(詳細は裏面参考2)</p>

【参考1：中小企業・小規模事業者向け特別措置の内容】

対象者	「平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」により被害を受けた福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方
具体的な措置内容	<p>① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ</p> <p>② 利率引下げ適用の限度額 1,000万円(中小企業団体にあつては3,000万円)</p>

(注)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、今般、災害特例措置を追加実施(貸付利率の引下げ)します。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

＜参考：「災害復旧貸付」の内容＞

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。

中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(据置期間2年以内)です。

【参考2：農業者向け特別措置の内容】

対象者	「平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」により被害を受けた農業者の方(集落営農組織等含む)であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方
具体的な措置内容	<p>以下の災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子となるよう、公益財団法人農林水産長期金融協会から借入者に利子助成金が交付されます</p> <p>① 農林漁業セーフティネット資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る)</p> <p>② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※)</p> <p>③ 経営体育成強化資金(※)</p> <p>④ 農林漁業施設資金(農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う者に貸し付けられるものに限る)</p> <p>⑤ 農業基盤整備資金</p> <p>(※) 負債整理関係資金を除く</p>